

後期高齢者医療制度

毎年8月に自己負担の割合を 定期判定します

医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担（一部負担金）の割合は、「1割」または「3割」です。自己負担の割合は、毎年8月1日に、当年度の住民税課税所得（市民税・都民税納税通知書の「課税標準額」と世帯構成の状況から判定します。

26年8月～27年7月の自己負担の割合は、26年度（25年中）の住民税課税所得に基づいて判定します。

自己負担の割合の判定基準

「1割」同一世帯の被保険者全員の住民税課税所得（課税標準額）が145万円未満の場合

「3割」本人および同一世帯の被保険者で住民税課税所得（課税標準額）が145万円以上の方が1人でもいる場合

基準収入額適用申請

自己負担の割合を「3割」から「1割」に変更できる場合があります。

住民税課税所得が145万円以上で、自己負担の割合が今回「3割」と判定された方でも、「収入額」が基準額未満の方は、「基準収入額適用申請」をして認定されると「1割」になります。なお、この収入額は25年中の収入で、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です。

対象と思われる方には申請書を送付済みです。

申請書が届いた方は、7月18日（金）までに、保険年金課高齢者医療係（市役所1階）に必ず申請してください。

詳しくは同係 ☎470・7846へ。



口座振替での前納の申し込みはお早めに

26年度の国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は1万5250円ですが、まとめて前払いをすることで、前納割引が適用されます。

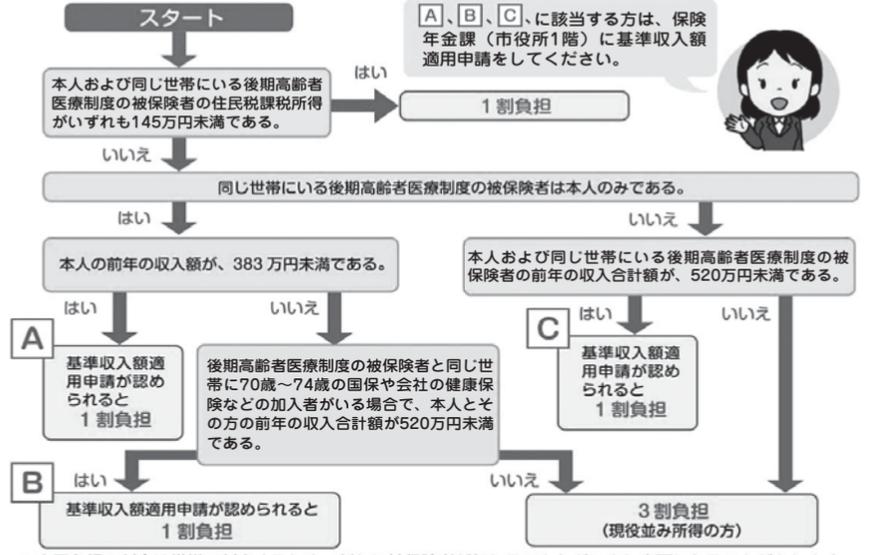
例えば、10月～来年3月の6カ月分を毎月納付した場合、合計額が9万1500

0円となりますが、現金やクレジットカードなどでまとめて前納すると7400円の割引になります。また、口座振替でまとめて前納する場合、割引額がさらに3000円増額し、10400円の割引になります。

口座振替とクレジットカードによる10月～来年3月分の前納の申し込みは8月末日が締め切りです。申込書類の不備などにより登録が遅れ、手続きが間に合わない場合がありますので、希望する方は、早めに年金事務所または金融機関などに申し込んでください。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

「自己負担の割合」の判定の流れ



※自己負担の割合は世帯で判定するため、新たに被保険者が加わることなどにより変更になることがあります。

児童手当 現況届の提出はお済みですか

児童手当は6月分以降の手当を受給するために現況届の提出が必要です。

医療費助成制度は現在お手元にある乳幼児・義務教育就学児医療証の有効期間は9月30日（火）までです。26年1月1日に住民登録がある方には、9月19日（金）に、有効



現況届が提出されないと…

- 6月分以降の児童手当が受けられません。
- 10月1日以降の医療証の交付が受けられません。

働く世代の女性支援のための がん検診推進事業

子宮頸がん・乳がん検診

21年度から国のがん対策推進基本計画の一つとして開始された「がん検診推進事業」のうち、子宮頸がん・乳がん検診が「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」として新たに実施されることになりました。

対象者には、7月下旬に案内を送付しますので、ご確認ください。

この事業は、国の補助事業です。毎年市で行う「乳がん検診」は広報8月1日号に、「子宮頸がん検診」は同9月1日号に掲載予定です。

詳しくは健康課特定健診係 ☎477・0013へ。

社会保険労務士による 無料相談会

【日時】7月23日（水）午後1時半～4時 解雇など

【会場】市役所1階屋内ひろば 【費用】無料

【相談内容】年金、社会保険（健康保険、雇用保険、介護保険）、労働問題（賃金未払い、

詳しくは生活文化課 ☎470・7738へ。

第206回都市計画審議会の 傍聴者を募集します

【日時】9月3日（水）午後1時半から 宛て郵送を。

【会場】都庁会議室 ※付議予定案件は、都ホームページ（http://www.toshisei.metro.tokyo.jp/keikaku/shingikai/yotei.htm）または都市計画課 ☎03・5388・3225へお問い合わせください。

1、都都市整備局都市計画課 詳しくは同課へ。

8月の気軽な無料相談

相談内容・定員	実施日	時間	会場	相談員	予約開始日	問い合わせ先		
法律相談（各日8人）	6日（水） 13日（水） 20日（水） 27日（水）	午前10時から	市役所2階相談室	弁護士	7月31日（木） 8月14日（木）	午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738		
登記相談（5人）	8月は実施しません	午後1時から		司法書士	8月21日（木）			
表示登記相談（5人）	8月は実施しません			土地家屋調査士				
相続・遺言・成年後見等手続き相談（4人）	8月は実施しません			行政書士				
税務相談（5人）	8月は実施しません			税理士				
人権・身の上相談（4人）	8月は実施しません			人権擁護委員				
不動産相談（5人）	8月は実施しません			宅地建物取引主任者				
交通事故相談（5人）	27日（水）			弁護士				
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談（4人）	8月は実施しません			社会保険労務士				
女性の悩みごと相談（各日3人）	4日（月） 11日（月） 18日（月） 25日（月）			午前10時～午後1時 午後1時半～4時半			男女平等推進センター	女性カウンセラー
女性弁護士による法律相談（3人）	1日（金）		午前9時半～午後0時半	女性弁護士		7月18日（金）		
経営相談	平日	午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577				

相談内容	実施日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	8日（金）	午後2時～5時	市役所1階屋内ひろば	東久留米建築設計協会	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～土曜日 月曜～金曜日	午前10時～午後5時	中央相談室（成美教育文化会館内教育センター） 滝山相談室（西中学校隣）	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 滝山相談室 ☎475・8909
母子相談	開庁日	午前9時～午後5時	子育て支援課（市役所2階）	母子自立支援員	同課 ☎470・7736
身体障害者相談	8日（金）	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス475・8181
知的障害者相談	13日（水）	午前10時～正午	市役所1階相談室	知的障害者相談員	同センター ☎477・2711
心身障害者（児）相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター指導員	同センター ☎477・2711
職業相談	開庁日	午前9時～午後5時	市役所1階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増・改築相談	8月は実施しません			市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	
消費者相談 ※電話相談も可。	平日	午前10時～正午、午後1時～4時	生活文化課（市役所2階）	消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505 ※直接会場へ。
行政相談				篠宮松美氏（南町） 岡部佳子氏（幸町）	☎465・1839 ☎474・0379
妊婦訪問 赤ちゃん訪問	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022